

区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいの通信

平成30年4月

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

使用料のお支払いは簡単・便利・確実な  
口座振替をご利用ください。

- ◆口座振替をご利用いただくと、金融機関へお出かけにならず、お支払いができます。
- ◆口座振替日は、毎月1回、原則として月の末日です。  
(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。)
- ◆納付書払いから口座振替への手続きについては、下記の窓口センターへご連絡ください。

## ◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

※世田谷区営住宅等の管理を始めて2年目を迎えました。  
これからもお住まいの皆様にご協力いただき管理を続けて参ります。お困りごとや相談ごとなどがございましたら、上記までご連絡ください。

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

## 消防訓練の実施について

火災や災害は自分の身の回りで、いつ起こるかわかりません。

消防訓練を行うことで、防火意識を高めるとともに、災害時の行動を身につけ、災害による被害を最小限に食い止めることが大切です。消防訓練は年 1 回以上行う必要があります。みなさんが中心となって定期的に訓練を行い、積極的に参加しましょう。



## 消防訓練の実施に際して

消防訓練を実施する際に、区営住宅等窓口センターへご連絡いただければ、管轄の消防署と打合せを行い、高齢者宅（ご希望される特にひとり住まいの方）を消防署員が訪問し、室内の火の元など安全確認を行っていただけます。

# 共用廊下・階段・ベランダの使用方法について

## 1. 共用廊下、階段に物を置くのはやめましょう

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

## 2. 戸境板等の付近に物を置かないようにしましょう

ベランダの戸境板や階下へ下りる避難ハッチは火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に物を置くと、避難の妨げになります。またベランダに物を置くと子供が登って転落事故の原因になります。

## 3. ふとんを干すときは落下や音に注意しましょう

ベランダでふとんを干すときは、必ずふとんばさみを使用し、落下防止に努めてください。また、ふとんをたたく音や綿ぼこりが発生します。近隣の方の迷惑にならないように注意してください。棚の上に物を置いたり、物をかけたりするのは、落下の危険があるのでやめましょう。



## 4. 共用廊下・階段・ベランダでの喫煙はできません

共用廊下・階段・ベランダでの喫煙は禁止されています。また、自室での喫煙も臭いや煙が近隣の方の迷惑になることがあります。タバコの火の不始末による火災も発生しています。近隣の方への配慮を心がけ、吸殻の処分にも十分注意しましょう。

# 蚊の発生しにくい環境を心がけましょう

近年、蚊の媒介する感染症が心配されます。夏場に向けて、感染症を未然に防ぐために、日頃から蚊の発生しにくい環境づくりに心がけましょう。

## 蚊の発生を抑えましょう

蚊は卵から成虫になるまで水中で生活します。ちょっとした水たまりがあれば場所を問わず卵を産んで十分生息できます。蚊を減らすには発生場所を無くすることが最も重要です。

## 雨水ます・排水ますは蚊が発生しやすい場所です



雨水ます・排水ますに水が溜まっていたら、自治会や住民の皆さんで話し合って薬剤などを散布しましょう。

## こんなところも要注意



## 蚊に刺されないためのポイント

- ◇屋外では、長袖シャツ、長ズボンを着用し、肌の露出を控えましょう。
- ◇風通しや日当たりの悪いやぶや草むらなどは、剪定・草取りをして風通し・日当たりを良くしましょう。
- また、やぶや草むらなどにむやみに入り込まないことも大切です。